

# 東京都森林組合定款

## 第1章 総 則

### (目 的)

**第1条** この組合は、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とする。

### (事 業)

**第2条** この組合は、組合員のため次に掲げる事業を行う。

- (1) 組合員のためにする森林の経営に関する指導
- (2) 組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営
- (3) 組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け
- (4) 病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する施設
- (5) 組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な資金の貸付け
- (6) 組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な物資の供給
- (7) 組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売
- (8) 組合員の生産する林産物を材料とする建物その他の工作物の建設及び売渡し
- (9) 組合員の生産する環境緑化木（林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。）の採取、育成、運搬、加工、保管及び販売
- (10) 組合員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他組合員の行う林業その他の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設
- (11) 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設
- (12) 組合員の行う林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売渡し、貸付け及び交換
- (13) 組合員が森林所有者（権原に基づき、森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することが出来る者をいう。以下同じ。）である森林で公衆の保健の用に供するものの保険機能の増進に関する施設
- (14) 組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工に関する施設
- (15) 組合員の労働力を利用して行う食用きのこその他の林産物の生産に関する施設
- (16) 組合員のための森林施業計画の作成
- (17) 組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する施設
- (18) 組合員の福利厚生に関する施設
- (19) 林業に関する組合員の技術の向上及び組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供
- (20) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (21) 森林国営保険に関する事務の取扱い

- (22) 全国森林組合連合会の行う林業に関する共済事業に関する事務の取扱い。
  - (23) 農林中央金庫、西東京農業協同組合、秋川農業協同組合、八王子市農業協同組合、あさひ銀行及び青梅信用金庫に対する組合員の負担する債務の保証又はこれらの金融機関の委任を受けてする債権の取立て
  - (24) 独立行政法人農林漁業信用基金の業務の代理
  - (25) 第1号から第20号までに掲げる事業に附帯する事業
- 2 この組合は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事業を行う。
- (1) 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当林地（森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するそのほかの土地を含む。）をいう。以下同じ。）の売渡し及び区画形質の変更の事業並びに組合員からのその所有に係る転用相当林地の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業
  - (2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林（組合の地区内にあるものに限る。）に係る森林所有者である組合員が協定を締結して行う森林施業の共同化に関する規程（以下「共同施業規程」という。）の制定及び当該協定への参加の勧奨の事業
  - (3) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためにはこの組合が自ら経営することが相当と認められる森林で、この組合の地区内にあるもの及びこれに併せて経営することを相当とするこの組合の地区外にあるものについての森林の経営（委託又は信託を受けて行うものを除く。）及びこれに附帯する事業
  - (4) 組合員のための木材安定供給確保事業に関する計画の作成

#### （名 称）

**第3条** この組合は、東京都森林組合という。

#### （地 区）

**第4条** この組合の地区は、東京都八王子市、青梅市、あきる野市、西多摩郡日の出町、西多摩郡奥多摩町、西多摩郡檜原村の区域とする。

#### （事務所の所在地）

**第5条** この組合の主たる事務所は、東京都西多摩郡日の出町に置く。

2 この組合の従たる事務所は、東京都八王子市、青梅市、あきる野市、西多摩郡日の出町、西多摩郡奥多摩町、西多摩郡檜原村に置く。

#### （公告の方法）

**第6条** この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示してこれをする。

## 第2章 組 合 員

### (組合員の資格)

**第7条** この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする

2 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

(1) この組合の地区内にある0.5ヘクタール以上の森林の森林所有者たる個人(当該個人と同一の世帯に属する者で当該個人が森林所有者である森林についてその委託を受けて森林の経営を行うもののうち、当該個人が指定する1人の者(以下「後継者」という。)を含む。以下同じ。)

(2) この組合の地区に隣接する市町村にある0.5ヘクタール以上の森林の森林所有者たる個人であって、この組合の地区内に住所を有するもの

(3) この組合の地区内にある森林の森林所有者たる生産森林組合その他の法人

(4) この組合の地区に隣接する市町村にある森林の森林所有者たる生産森林組合その他の法人であって、この組合の地区内に住所を有するもの

3 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。

(1) 前項各号に掲げる者又はこの組合が主たる構成員又は出資者となっている団体(前項第3号及び第4号に掲げるものを除く。)

(2) この組合の地区内において林業を行う者又はこれに従事する者で、この組合の施設を利用することが適当であると認められるもの(前項各号及び前号に掲げる者を除く。)

4 組合員になろうとする者が組合員たる資格を有するか否か明らかでないときは、理事会の議決によってこれを決する。

### (加入)

**第8条** この組合の組合員になろうとする者は、氏名又は名称及び住所並びに引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。

2 後継者にあつては、加入申込書に当該森林所有者の委託を受けて森林の経営を行うものであること及び当該森林所有者が指定する1人の者であることを証する書面を添付しなければならない。

3 生産森林組合その他の団体にあつては、加入申込書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又はこれに代わるべき書類

(2) 加入についての総会の議事録の抄本等当該団体の加入意思を証する書面

(3) 代表者の氏名及び住所を記載した書面

4 この組合は、第1項の規定により加入の申込みを受け、これを承諾しようとするときは、その旨を申込者に通知する。

5 この組合は、前項の規定により加入を承諾する旨の通知を受けた申込者に出資の払込みをさせるとともに、遅滞なく組合員名簿に記載する。

6 申込者は、前項の規定による出資の払込み及び加入金の支払いをすることによって組合員となる。

### (持分の譲渡制限)

**第9条** 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。  
2 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、前条の規定の例による。ただし、同条第5項の出資の払込みをさせない。

**(相続加入)**

**第10条** 組合員の相続人であって、組合員たる資格を有するもの(相続人であって組合員たる資格を有するものが数人あるときは、相続人の同意を持って選定された1人の相続人)が相続開始後90日以内にこの組合に加入の申出をしたときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。この場合には、被相続人の持分についての権利義務を承継する。

**(加入の承諾の停止)**

**第11条** この組合は、前条の加入の場合を除き、総会の日から2週間前から総会終了までの間は、加入の承諾をしないものとする。

**(届出義務)**

**第12条** 組合員がその資格を失い、又は氏名若しくは名称、住所、組合員たる法人の定款若しくは役員若しくは組合員たる団体の規約若しくは役員の変更があったときは、直ちにその旨をこの組合に届け出なければならない。

**(脱退)**

**第13条** 組合員は、事業年度末の60日前までにこの組合に書面により脱退の予告をし、その事業年度末に脱退することができる。

**(除名)**

**第14条** 組合員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、その組合員に対し総会の日から7日前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 引き続き5年以上この組合の施設を全く利用しなかったとき。
  - (2) 出資の払込み、賦課金の払込みその他組合に対する義務の履行を怠ったとき。
  - (3) 組合の事業を妨げる行為をしたとき
  - (4) 法令又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他組合の信用を失わせるような行為をしたとき。
- 2 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨をその組合員に通知しなければならない。

**第3章 出資、経費分担及び積立金**

**(出資義務及び出資の最高限度)**

**第 15 条** 組合員は、出資 1 口以上を持たなければならない。ただし、400,000 口を越えることができない。

**( 出資 1 口の金額及び払込みの方法 )**

**第 16 条** 出資 1 口の金額は、金 100 円とし、全額一時払込みとする。

2 組合員は、前項による出資の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

**( 回転出資 )**

**第 17 条** 組合員は、第 76 条の規定によりその事業の利用分量に応じて配当される毎事業年度の剰余金の額に相当する金額を超えない範囲で総会で定める金額を、回転出資金として、5 年を限り、この組合に出資しなければならない。

**( 出資口数の増加 )**

**第 18 条** 出資口数を増加しようとする組合員については、第 8 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。

**( 出資口数の減少 )**

**第 19 条** 組合員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ書面により組合に通知し、理事会の議決を経て、事業年度末においてその出資口数を減少することができる。

**( 加入金 )**

**第 20 条** この組合は、組合に加入する者（持分の譲受け又は相続によって加入した者を除く。）から加入金を徴収することができる。

2 前項の加入金に関する事項は、規約で定める。

**( 賦課金 )**

**第 21 条** この組合は、第 2 条第 1 項第 1 号、第 4 号、第 10 号及び第 16 号から第 20 号までの事業並びにこれらの事業に附帯する事業の経費に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の賦課金の額、徴収時期及び徴収方法は、総会で定める。

3 第 2 項の規定により既に徴収した賦課金は、これを返還しない。

**( 使用料又は手数料 )**

**第 22 条** この組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料に関する事項は、規約で定める。

**( 分担金 )**

**第 23 条** この組合が森林組合法（以下「法」という。）第 25 条〔分担金〕の規定により員外者に分担金を課するため同条第 1 項の認可を受けようとするときは、あらかじめ総

会の議決を経なければならない。

#### (過怠金)

**第 24 条** 組合員が出資又は賦課金の払込みを怠ったときは、組合は、払込予定金額に対し払込期限の翌日から払込完了の日まで年 14.6 パーセントの割合で組合員から過怠金を徴収することができる。

#### (法定準備金)

**第 25 条** この組合は、損失のてん補に充てるため、出資金の総額の 2 倍に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越損失のある場合には、これをてん補した後の残額。以下同じ。）の 5 分の 1 以上を法定準備金として積み立てなければならない。

#### (資本準備金)

**第 26 条** この組合は、次の各号に掲げる金額を資本準備金として積み立てるものとする。

- ( 1 ) 第 30 条の規定により算定した持分で、払戻しをしないものの額及び法第 39 条〔時効〕の規定によりその払戻請求権が時効によって消滅したものの額
- ( 2 ) 徴収した加入金の額
- ( 3 ) 合併差益
- ( 4 ) 減資差益

2 前項の資本準備金は、損失のてん補に充てるほか、取り崩してはならない。

#### (特別積立金)

**第 27 条** この組合は、剰余金から特別積立金を積み立てることができる。

2 特別積立金は、損失のてん補又はこの組合の事業の改善発達のための支出に充てるものとする。ただし、総会の議決による場合は、この限りでない。

#### (職員退職給与引当金)

**第 28 条** この組合は、職員退職給与規程の定めるところにより、毎事業年度職員退職給与引当金を引き当てる。

2 職員退職給与規程は、理事会の議決により定める。

#### (法定繰越金)

**第 29 条** この組合は、第 2 条第 1 項第 1 号及び第 19 号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 以上を指導、教育及び情報提供の事業資金として翌事業年度に繰り越さなければならない。

#### (持分)

**第 30 条** この組合の財産についての組合員の持分は、事業年度末において、次の標準により定める。

- ( 1 ) 払込済出資金（回転出資金を除く。以下同じ。）の総額に相当する財産については、

各組合員の払込済出資額（回転出資金の額を除く。以下同じ。）に応じて算定する。ただし、その財産が払込済出資金の総額より減少したときは、各組合員の出資額（回転出資金の額を除く。）に応じて減額して算定する。

（２）回転出資金の総額に相当する財産については、各組合員の払い込んだ回転出資金の額に応じて事業年度ごとに算定して加算する。ただし、その財産が回転出資金の総額より減少したときは、各組合員に算定されている回転出資金の額に応じて減額して算定する。

（３）その他の財産については、この組合の解散の場合に限り算定するものとし、その算定の方法は、総会で定める。

２ 持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で１円未満のものは、切り捨てる。

#### （持分の払戻し）

**第 31 条** 組合員が脱退した場合には、前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により算定した持分の払戻しをする。ただし、除名により脱退した場合には、同項第 1 号及び第 2 号の規定により算出した持分額の 2 分の 1 とする。

２ 組合員が出資口数を減少した場合には、前条第 1 項第 1 号の規定により算定した持分額のうち減少した出資口数に応ずる持分額の払戻しをする。

### 第 4 章 役 職 員

#### （役員の定数）

**第 32 条** この組合に、役員として理事 20 人、監事 3 人を置く。

#### （役員の選任）

**第 33 条** 役員の選任は、附属書役員選任規程の定めるところにより行う。

#### （代表理事）

**第 34 条** 組合を代表すべき理事は、理事会の議決により理事のうちから選任する。

#### （組合長、副組合長、専務理事及び常務理事）

**第 35 条** 理事のうちから組合長 1 人を理事会の議決により選任する。ただし、正組合員たる個人及び正組合員たる生産森林組合の理事以外の者から選出された理事は、組合長となることができない。

２ 副組合長、専務理事及び常務理事は、必要に応じ、理事会の議決により理事のうちから選任することができる。

３ 組合長は、組合の業務を統括する。

４ 副組合長は、組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の議決により定められた順位に従い、組合長に事故のあるときはその職務を代理し、組合長欠員の場合はその職務を行う。

- 5 専務理事は組合長及び副組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の議決により定められた順位に従い、組合長及び副組合長に事故あるときはその職務を代理し、組合長及び副組合長欠員のときはその職務を行う。
- 6 常務理事は組合長、副組合長及び専務理事を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の議決により定められた順位に従い、組合長、副組合長及び専務理事に事故あるときはその職務を代理し、組合長、副組合長及び専務理事欠員のときはその職務を行う。

#### ( 監事の職務 )

**第 36 条** 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回組合の財産及び業務執行の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、前項の監査の結果につき理事会及び総会に報告し、意見を述べなければならない。
- 3 監事は、いつでも理事及び参事その他の使用人に対し事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 4 監事は理事が総会に提出しようとする議案及び書類を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会にその意見を報告しなければならない。
- 5 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。
- 6 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 7 監事は、理事が組合の目的の範囲内でない行為その他法令若しくは定款に違反する行為を行い、又は行うおそれがあると認めるときは、理事会にこれを報告しなければならない。
- 8 前項の場合において必要があるときは、監事は理事会の招集を請求することができる。
- 9 第 59 条第 4 項の規定は、前項の請求があった場合にこれを準用する。
- 10 理事が組合の目的の範囲内でない行為その他法令又は定款に違反する行為を行い、これにより組合に著しい損害を生ずるおそれがある場合においては、監事は、理事に対しその行為をやめるべきことを請求することができる。
- 11 監査についての細則は、監事がこれを定める。
- 12 前項の細則は、総会の議決を経なければならない。

#### ( 役員 の 責任 )

**第 37 条** 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信託規程、林地処分事業実施規程及び共同施業規程並びに総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事又は監事がその任務を怠ったときは、その理事又は監事は、それぞれこの組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。
- 3 理事又は監事がその職務を行うにつき、悪意又は重大な過失があったときは、その理事又は監事は、それぞれ第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項に

つき事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様とする。

- 4 前2項の行為が理事会の決議に基づいてなされたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- 5 前項の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめなかった者は、その決議に賛成したものと推定する。
- 6 監事が第2項又は第3項の規定により、この組合又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、理事もその責めに任ずべきときは、その監事及び理事は、これを連帯債務者とする。

#### ( 役員の任期 )

**第 38 条** 役員の任期は、3年とする。

- 2 役員の一部が欠けたために選任により就任した役員の任期及び附属書役員選任規程第10条の規定による再選任により就任した役員の任期は、現任者の任期の残りの期間とする。
- 3 役員の任期の満了の日がその任期中の最終の決算期に関する通常総会の日以前であるときは、その任期を当該通常総会が終了する日まで延長する。
- 4 役員の数、その定数を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### ( 役員の報酬 )

**第 39 条** 理事及び監事の報酬その他の給与は、総会の議決によって定める。

#### ( 参事及び会計主任 )

**第 40 条** この組合に参事及び会計主任各1人を置くことができる。

- 2 参事は、理事会の決定により組合の名において行う権限を有する一切の業務を、誠実に善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。
- 3 会計主任は、この組合の財務及び会計に関する事務に従事し、財務及び会計に関する帳簿、証拠書類等の保管並びに金銭の出納及び保管の責めに任ずる。

#### ( 連合会の行う監査への協力 )

**第 41 条** 理事は、東京都森林組合連合会からその監査の対象とする旨の通知を受けたときは、監査を受けるように努めるとともに、その実施に当たってはこれに協力しなければならない。

- 2 理事又は監事は、この組合の業務又は会計の適正な運営に資するため必要があると認めるときは、東京都森林組合連合会に対し、その監査を受けたい旨を申し出ることができる。

## 第5章 総 会

### ( 総会の招集 )

第 42 条 組合長は、理事会の議決を経て毎事業年度 1 回 4 月又は 5 月に通常総会を招集する。

2 組合長は、次に掲げる場合に理事会の議決を経て臨時総会を招集する。

( 1 ) 理事会が必要と認めたとき。

( 2 ) 正組合員がその 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を組合長に提出して総会の招集を請求したとき。

( 3 ) 正組合員がその 5 分の 1 以上の連署をもって役員の変更を請求したとき。

3 前項第 2 号又は第 3 号の場合には、理事会は、請求があった日から 20 日以内に臨時総会の招集を決しなければならない。

4 監事は、次の場合には臨時総会を招集しなければならない。

( 1 ) 組合長若しくは組合長の職務を代理する者がいないとき。

( 2 ) 第 2 項第 2 号若しくは第 3 号の請求があった場合において組合長若しくは組合長の職務を代理する者が正当な理由がないのに招集の手続きをしないとき。

### ( 総会の招集手続き )

第 43 条 総会の招集は、その総会の日 10 日前までに、書面をもって、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を組合員に通知してするものとする。

### ( 総会の定数 )

第 44 条 総会は、正組合員の 2 分の 1 以上が出席しなければ議事を開いて議決することが出来ない。この場合において、第 49 条又は第 50 条の規定により代理人又は書面をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

2 前項に規定する正組合員の出席がないときは組合長は 20 日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、議事を開き議決することができる。ただし、法第 63 条各号〔特別議決事項〕に掲げる事項についてはこの限りでない。

### ( 総会の議決事項 )

第 45 条 法又はこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

( 1 ) 1 組合員及び 1 の組合員以外の者に対する貸付金額の最高限度

( 2 ) 分担金の徴収及びその方法

( 3 ) 1 組合員の負担する債務に対する債務保証の最高限度及び毎事業年度内における債務保証の最高限度

( 4 ) この組合が加入している森林組合連合会の合併について同意すること

( 5 ) 農林中央金庫への加入又はこれからの脱退

( 6 ) この組合の事業を行うため必要がある場合において、会社の株式を取得し、又は会

社若しくは団体（森林組合連合会及び農林中央金庫を除く。）に対し出資若しくは出えんをすること。

（ 7 ）その他理事会において必要と認める事項

2 前項第 6 号の株式の取得、出資又は出えんについては、この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められるものは、前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

#### （ 緊急議案 ）

**第 46 条** 総会においては、出席した正組合員（書面又は代理人による者を除く。）の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 43 条の規定によりあらかじめ通知した事項以外の事項についても議決することができる。ただし、法第 63 条各号〔特別議決事項〕に掲げる事項はこの限りでない。

#### （ 議長の選任 ）

**第 47 条** 総会の議長は、出席した正組合員のうちから正組合員が選任する。

#### （ 議 事 ）

**第 48 条** 総会の議事は、出席した正組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

#### （ 代理人による議決権の行使 ）

**第 49 条** 正組合員は、総会に出席できない場合には、代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

（ 1 ）正組合員

（ 2 ）その組合員と同じ世帯に属する成年者

（ 3 ）その組合員の森林を管理する成年者

3 代理人は、4 人以下の正組合員を代理することができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

#### （ 書面による議決権の行使 ）

**第 50 条** 正組合員が前条の規定による代理人をもって議決権を行使できない場合には、書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定によって書面による議決権を行使しようとする正組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上組合に提出しなければならない。

3 前項の書面による議決権の行使は、その書面が総会の日の前日までに組合に到達しないときは無効とする。

**( 准組合員の発言権 )**

**第 51 条** 准組合員は、総会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

**( 総会議事録の作成 )**

**第 52 条** 総会の議事については、議事の経過の要領及び結果を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事全員及び総会において選任した正組合員 2 人以上が、これに署名又は記名押印しなければならない。

**第 6 章 総 代 会**

**( 総代会 )**

**第 53 条** この組合は、総会に代るべき総代会を設ける。ただし、総代会においては、総代の選挙をすることができない。

2 総代会において組合の解散又は合併の決議があったときは、組合長は、附属書組合員投票規程の定めるところにより、遅滞なくこれを正組合員の投票に付さなければならない。

3 総代会において既に議決した事項について総会において更にこれを議決することができる。この場合において、総代会と異なる議決をしたときは、以後総会の議決に従う。

**( 総代会の組織 )**

**第 54 条** 総代会は、総代によって組織する。

**( 総代の定数 )**

**第 55 条** 総代の定数は 2 0 0 名とし、正組合員が正組合員のうちから選挙する。

**( 総代の選挙 )**

**第 56 条** 総代の選挙については、附属書総代選挙規程の定めるところにより行う。

**( 総代の任期 )**

**第 57 条** 総代の任期は 3 年とする。

2 附属書総代選挙規程第 23 条の規定による再選挙により就任した総代の任期及び同規程第 25 条の規定により定数の補充によって就任した総代の任期は、現任者の残りの期間とする。

**( 総会の規定の準用 )**

**第 58 条** 総代会には、この章に定めるもののほか、総会に関する規定を準用する。この場合において、第 49 条第 2 項中「次の各号の一に該当する者」とあるのは「他の正組合員」と、同条第 3 項中「4 人以下」とあるのは「1 人」と読み替えるものとする。

## 第7章 理事会

### (理事会の招集者)

第59条 理事会は、組合長が招集する。

- 2 組合長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- 3 理事は必要があると認めるときはいつでも、組合長に対し会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。
- 4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、自ら理事会を招集することができる。

### (理事会の招集手続)

第60条 理事会の招集は、その理事会の3日前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

### (理事会の議決事項)

第61条 この組合の事業の運営につき、次に掲げる事項は、理事会において決する。

- (1) 事業を運営するための具体的方針の決定に関する事項
- (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3) 役員を選任及び総代の選挙に関する事項
- (4) 固定資産の取得又は処分に関する事項
- (5) 参事及び会計主任の任免に関する事項
- (6) 職員の給与に関する事項
- (7) この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められる株式の取得、出資又は出えん
- (8) 前各号のほか理事会において必要と認めた事項

### (理事会への報告事項)

第62条 組合長は、次に掲げる事項を定期的に理事会に報告しなければならない。

- (1) 組合員の加入及び脱退の状況
- (2) 取扱高その他この組合の事業の実施状況
- (3) 理事会の決定に係る事項の処理状況
- (4) 前各号に掲げる事項のほか理事会において必要と認めた事項

### (理事会の議決方法及び議長)

**第 63 条** 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数でこれを決する。

- 2 前項の議事に特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第 1 項の理事の数にこれを算入しない。
- 4 組合長は理事会の議長となる。
- 5 理事会の議事については、議事録を作らなければならない。議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 6 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - ( 1 ) 開催の日時及び場所
  - ( 2 ) 理事及び監事の数並びにその出席者数
  - ( 3 ) 議事の経過の要領
  - ( 4 ) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）

## **第 8 章 事業の執行及び会計**

### **（事業年度）**

**第 64 条** この組合の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

### **（専用契約）**

**第 65 条** この組合は、1 年以内の期間において組合員が組合の施設の一部を専ら利用する旨の契約を組合員と締結することができる。

- 2 前項の契約は、書面でしなければならない。

### **（員外利用）**

**第 66 条** この組合は、組合員の利用に支障のない限り、組合員以外の者に第 2 条第 1 項第 3 号及び第 20 号の事業並びにこれらの事業に附帯する事業並びに第 23 号の事業並びに第 2 項第 2 号の事業並びに第 3 号の事業及びこの事業に附帯する事業以外の事業（次項から第 6 項までの規定によるものを除く。）を利用させることができる。ただし、1 事業年度において組合員並びに他の森林組合及びその組合員以外の者が利用することができる事業の分量の額は、その事業年度において組合員並びに他の森林組合及びその組合員が利用するその事業の分量の額を越えてはならない。

- 2 この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、国、地方公共団体、独立行政法人緑資源公団又は財団法人東京都農林水産振興財団に第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、第 6 号、第 7 号、第 9 号から第 11 号まで及び第 13 号に掲げる事業（第 9 号に掲げる事業にあっては国及び地方公共団体に利用させる場合に限る。）並びにこれらの

事業に附帯する事業を利用させることができる。

- 3 この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、組合員が森林所有者である森林と一体として整備することが必要であると認められる森林（組合の地区内にあるものに限る。）に係る森林所有者に第2条第1項第1号から第4号までに掲げる事業及びこれらの事業に附帯する事業を利用させることができる。
- 4 この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、特定認定森林所有者（森林の保険機能の増進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第6条第4項の特定認定森林所有者をいう。以下同じ。）である組合員がその森林所有者である対象森林（特別措置法第6条第1項の対象森林をいう。以下同じ。）と一体として森林の保険機能の増進を図ることが必要であると認められる対象森林（組合の地区内にあるものに限る。）に係る特定認定森林所有者に、第2条第1項第13号に掲げる事業を利用させることができる。
- 5 この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、木材安定供給確保事業に関する計画の認定を受けようとする森林所有者に第2条第2項第4号に掲げる事業を利用させることができる。
- 6 この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、木材安定供給確保事業に関する計画の認定を受けた森林所有者である組合員がその森林と一体として伐採及び木材の搬出を行うことが必要であると認められる森林に係る森林所有者に、第2条第1項第7号に掲げる事業（木材に係る部分に限る。）を利用させることができる。

#### （区分経理）

**第 67 条** この組合は、森林組合財務処理基準令第4条の規定に従い、第2条第2項第1号に掲げる事業とその他の事業とを、同項第3号に掲げる事業とその他の事業とを、それぞれ区分して経理するものとする。

#### （信託規程）

**第 68 条** この組合は、第2条第1項第3号に掲げる事業の実施に当たっては、信託規程の定めるところによるものとする。

#### （林地処分事業実施規程）

**第 69 条** この組合は、第2条第2項第1号に掲げる事業の実施に当たっては、林地処分事業実施規程の定めるところによるものとする。

#### （共同施業規程）

**第 70 条** この組合は、共同施業規程の制定に当たっては、当該規程に対象地域を定めるものとする。

#### （林地供給事業実施規程）

**第 71 条** この組合は、第2条第1項第12号に掲げる事業の実施に当たっては、附属書林地供給事業実施規程の定めるところによるものとする。

**( 森林経営事業実施規程 )**

**第 72 条** この組合は、第 2 条第 2 項第 3 号に掲げる事業の実施に当たっては、附属書森林経営事業実施規程の定めるところによるものとする。

**( 余裕金運用の制限 )**

**第 73 条** この組合の余裕金は、次に掲げる目的以外の目的には運用することができない。

- ( 1 ) 信用事業を行う協同組合若しくはその連合会、農林中央金庫、銀行若しくは信用金庫への預け金又は郵便貯金
- ( 2 ) 国債証券、地方債証券、政府保証債券（その債権に係る債務を政府が保証している債権をいう。）又は農林中央金庫その他の金融機関の発行する債券の取得
- ( 3 ) 特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号に規定する債権に該当するものを除く。）の取得
- ( 4 ) 銀行又は信託会社への金銭信託(元本補てん及び利益補足の契約があるものに限る。)
- ( 5 ) 貸付信託の受益証券の取得

**( 預入れ先銀行及び金融債権等の種類 )**

**第 74 条** 次に掲げる事項は、毎事業年度総会の議決を経なければならない。

- ( 1 ) 前条第 1 号の規定により預入れを行う協同組合若しくはその連合会、銀行又は信用金庫
- ( 2 ) 前条第 2 号の規定により取得する農林中央金庫以外の金融機関の発行する債券の種類
- ( 3 ) 前条第 3 号の規定により取得する債券の種類
- ( 4 ) 前条第 4 号の規定による信託先銀行又は信託会社
- ( 5 ) 前条第 5 号の規定により取得する証券の種類

**( 規 約 )**

**第 75 条** 次に掲げる事項は、この定款に定めるものを除いて規約で定める。

- ( 1 ) 総会、総代会及び理事会に関する規定
- ( 2 ) 業務の執行及び会計に関する規定
- ( 3 ) 役員に関する規定
- ( 4 ) 組合員に関する規定
- ( 5 ) その他定款の実施に関して必要な規定

**第 9 章 剰余金の処分及び損失の処理**

**( 剰余金の処分 )**

**第 76 条** 剰余金から、法定準備金に積み立てる金額、第 29 条の規定により繰り越す金額及び特別積立金を積み立てる場合にあってはその金額を差し引き、なお残余があると

きは、払込済出資額に対する配当金、事業分量に対する配当金又は繰越金とする。

#### (配 当)

- 第 77 条** 出資に対する配当は、事業年度末における組合員の払込済出資額に応じてこれをするものとし、その率は、年 7 パーセント以内とする。
- 2 事業分量に対する配当は、その事業年度内において取り扱った物の数量、価格その他事業の分量を考慮して組合員の事業の利用分量に応じてこれをする。
  - 3 前 2 項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の議決をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。
  - 4 第 30 条第 2 項の規定は、配当金の計算に準用する。

#### (損失のてん補)

- 第 78 条** この組合は、事業年度末に損失がある場合には、特別積立金、資本準備金、法定準備金及び回転出資金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。
- 2 前項の損失のてん補に充てるべき回転出資金の額は、当該事業年度末における各事業年度の回転出資金の額の割合に応じてそれぞれこれを算定する。

#### 附 則

- 1 この定款は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。
- 2 この定款は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 第 32 条の規定に関わらず、この組合の設立の日に係る役員の定数は、理事 7 6 人、監事 6 人とする。
- 4 第 38 条の規定に関わらず、この組合の設立の日に係る役員の任期は、法第 45 条第 2 項の規定による。